

令和8年度西尾市立幼稚園入園のご案内

1 入園資格

- (1) 西尾市に住民登録されている子（保護者も同じ）
※ 現在市外に住んでおり、令和8年3月31日までに西尾市に住民登録をする予定の方は、**確約書**を提出してください。
- (2) **健康診断を受け、幼稚園生活ができると認められた子**※健康診断は11~12月頃、幼稚園にて実施します。
- (3) 対象年齢 5歳児…2020年4月2日から2021年4月1日までに生まれた子
4歳児…2021年4月2日から2022年4月1日までに生まれた子
3歳児…2022年4月2日から2023年4月1日までに生まれた子

2 募集人員

| 園名 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-------|-----|-----|-----|
| 西尾幼稚園 | 50名 | 若干名 | 若干名 |
| 平坂幼稚園 | 75名 | 若干名 | 若干名 |
| 鶴城幼稚園 | 75名 | 若干名 | 若干名 |

3 申込から入園までの流れ ※私立幼稚園・認定こども園は申込期間や申込方法が異なります。

(1) 入園受付（願書受付・面接）

入園受付は電子申請で行います。その後、各園で入園面接を行います。

A. 入園受付期間 ※複数の幼稚園・認定こども園・保育園を併願できません。

| 受付期間 |
|------------------|
| 8月25日(月)~9月4日(木) |

※紙申請の方は上記期間内開庁日に保育課へ申込書類を提出してください。

B. 面接日

9月12日(金)以降にメールで抽選の有無と面接日時を通知します。

面接は10月を予定しています。

C. 入園申し込みに必要なもの（紙申請の方のみ）

- ① 入園願書
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③ 確約書（転入予定の方のみ ※「**1**入園資格」参照）
- ④ 課税証明※（申込日以降に転入予定の方で、マイナンバー未記入の方のみ）

※令和7年度市民税・県民税課税（非課税）証明書等。令和6年中に海外にみえた方はお申し出ください。

(2) 入園抽選（入園申込者が募集人員を超えた場合は抽選を行います。）

抽選日：9月17日(水) 午後 場所：各幼稚園

※詳細はメールで通知します。

4 幼稚園保育料・給食費

- 令和元年10月から幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園保育料（幼稚園を利用する場合の利用者負担額のこと。以下『保育料』といいます。）は無償となりますが、給食費のうち副食費分について、第4階層以上の世帯を対象に徴収させていただきます。
- 保育料、副食費の算定に係る階層を、**入園児童の父母又はそれ以外の扶養義務者（基本的には児童の父母）の市町村民税額等より階層区分を決定させていただきます。**
- 令和8年度保育料・副食費の階層区分は、4月分から8月分までは令和7年度の市町村民税額によって、9月分以降は令和8年度の市町村民税額によって決定されますので、階層区分は9月から変更されます。（※下表参照）
- 祖父母等と同居している方で、父母に市町村民税が課税されていない場合、祖父母等を「家計の主宰者」と認定し、**祖父母等の市町村民税額で階層区分を決定することがあります。**

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------|----|----|----|----|------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 令和8年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 市町村民税 | 令和7年度市町村民税 | | | | | 令和8年度市町村民税 | | | | | | |

令和8年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表 (R1.10.1改定)

| 階層区分(※1) | | 幼稚園保育料〈月額〉 | 副食費〈月額〉(※2) |
|----------|----------------------------|------------|-------------|
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 2 | 市町村民税 非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯 | | |
| 3 | 市町村民税所得割課税額 77,100円以下 | | |
| 4 | 77,101円～211,200円 | | 2,400円 |
| 5 | 211,201円以上 | | (※3) |

(※1) 副食費算定の算定に係る階層を決定する市町村民税所得割課税額の算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

(※2) 主食費については、西尾市独自事業により無料とします。

(※3) 3歳児は4、8月分、4・5歳児は8月分の徴収は行いません。

▼第3子以降の幼稚園副食費の無料化 (R1.10.1改定)

| 対象児童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。 | 軽減後の副食費 |
|--|------------|
| 保護者が、18歳まで（高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童 | 免除 (無料) |

◎副食費の納付は口座振替で

副食費は、金融機関の指定口座から毎月末（12月は25日）に振替納付されることを原則としています。「西尾市市税等口座振替依頼書」の対象種目「公立幼稚園園児副食代」に○を付けて、幼稚園又は保育課に提出して、振替納付の手続きをしてください。

口座振替は、依頼書の提出から2か月程度で開始されます。

なお、現在兄弟等が公立幼稚園に在籍し、「公立幼稚園園児副食代」の口座振替をされている方は、申込不要です。

5 預かり保育

西尾市立幼稚園では在園児の預かり保育を行います。通常の保育時間終了後及び長期休業中に園児を幼稚園で預かる子育て支援の一環です。詳細については各園にお問い合わせください。

- 実施園 西尾、平坂、鶴城幼稚園
- 保育時間 平日：午後2時30分～午後4時30分（午前8時30分～午後4時30分）
- 利用料 平日：1回300円
長期休業中：1回半日500円、1日…1,000円
※年末年始・4月の入園始業式前には行っていません。
- 利用回数 1か月：14日以内

6 保育料等無償化

令和元年10月から開始されました幼児教育・保育無償化に伴い、西尾市立幼稚園の保育料、給食費、預かり保育利用料について以下のとおりとなります。

| | | 無償化対象者 | 有償対象者 | 給付認定申請（※1） |
|---------------------------|---------|--|---------------------|--------------|
| 保育料 | | 全員 | - | 不要 |
| 給食費 | 主食費 | 全員 | - | 不要 |
| | 副食費（※2） | 第1～3階層 | 第4・5階層 | 不要 |
| 預かり保育利用料 （おやつ代は無償化対象外） | | 保育の必要性の認定 あり（※3） 無償化上限額 月額11,300円まで 日額450円まで | 保育の必要性の認定 なし（※4） | 利用開始月前月15日まで |

（※1）入園申込時に申請いただく「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（1号）」とは別に「子育てのための施設等利用給付認定（2号）」の申請が必要となります。

（※2）副食費は、**4**幼稚園保育料・給食費内「令和8年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表」等をご参照ください

（※3）保育の必要性の認定とは、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方が、利用のために受ける認定のことをいいます。**7**「保育の必要性」の認定をご参照ください。

（※4）利用料は、**5**預かり保育をご参照ください。

7 「保育の必要性」の認定

「保育の必要性」により、預かり保育利用料無償化の対象となる保護者の方は、2号の認定が必要となります。

2号認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

| 保育を必要とする事由 | | | 認定の基準（条件に満たない場合は認定できません。） |
|-------------|---|-----------|--|
| 1 居宅外労働 | 保護者が、 居宅外で 仕事をして いる場合 | 外勤 自営業 | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| | | 農漁業 | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| 2 居宅内労働 | 保護者が、 居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の仕事 をしている場合 | | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| 3 出産 | 保護者が、 出産前後である場合 | | 予定日の6週間前から出産後8週間までは認定できます。【期限付認定】 ※出産後又は流産後の経過が思わしくない場合は、治療するまで、認定が可能な場合があります。 |
| 4 疾病・障がい | 保護者本人に、疾病・ ケガ又は心身に障害が ある場合 | | 医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病又は心身に障害があると認められる場合 【期限付認定】 |
| 5 家族看護等 | 保護者が、 病気又は心身に障害が ある同居家族を常時看 護等している場合 | | 1か月の介護等の時間 60時間以上 【期限付認定】 |
| 6 災害 | 災害（震災、風水害、 火災等）の復旧にあたる 場合 | | 災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合 【期限付認定】 |
| 7 就学 | 保護者が将来就労につ ながる就学をしている 場合 | | 1か月の授業時間 60時間以上 ※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす保育の利用を必要とする証明の提出が必要となります。 |
| 8 特例 | その他 | | 上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付認定】 ・虐待やDVのおそれがある。 ・求職活動中（最長3か月間） ・保護者が育児休業中で、認定申請をする児童（3歳以上児）が在園中（小学校就学まで）に職場復帰をする場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため認定できる場合があります。 |

8 提出書類

提出が必要な書類など

□子育てのための施設等利用給付認定申請書

| | |
|-----------------|--|
| 就労の方 | <input type="checkbox"/> 就労証明書 ※父母各1枚ずつ必要 ※個人事業主の場合は、直近の所得税の確定申告書又は市県民税申告書の写し （開業予定の方は「個人事業の開業届出書」の写し） |
| 出産の方 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し （出産予定日が記載されているページの写し） |
| 疾病・障害（保護者本人）の方 | <input type="checkbox"/> 医師の診断書 （保育課で用紙をもらってください。） ※診断書には <u>保育ができない理由と治癒見込期間</u> を明記 （等級によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳などの写しでも可能な場合があります。詳しくは、保育課にご確認ください。） |
| 家族介護等（家族に対する）の方 | <input type="checkbox"/> 医師の介護・看護証明書 （保育課で用紙をもらってください。） ※介護証明書には <u>保育ができない理由</u> を明記 |
| 就学 | <input type="checkbox"/> 在学証明書 （卒業予定日がわかること。） <input type="checkbox"/> 授業の時間割表 <input type="checkbox"/> 年間予定表 |
| 求職活動 | <input type="checkbox"/> ハローワーク受付票の写し |

9 市立幼稚園一覧

| 園名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------|--------------|
| 西尾幼稚園 | 西尾市錦城町162番地13 | 0563-57-2401 |
| 平坂幼稚園 | 西尾市楠村町北巴1番地1 | 0563-59-6031 |
| 鶴城幼稚園 | 西尾市伊藤二丁目4番地1 | 0563-56-3926 |

■保育時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後2時30分

10 問合先

■ 西尾市子ども部保育課入園担当 直通電話 0563-65-2110

■ 各幼稚園 **9** 「市立幼稚園一覧」参照